

ふるさと帰還通行カード利用新規申込書の記入説明書

(被災時の居住地が南相馬市(旧警戒区域及び帰還困難区域)、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、葛尾村、飯館村の方)

- 以下の説明をよくお読みのうえ、東日本大震災発生時に居住されていた福島県内の各自治体窓口へお申し込みください。各自治体の窓口については、6ページ目をご確認ください。
- 自治体受付窓口には、必要事項を記入の上、原本を提出してください。(郵送の場合も原本を送付してください。)
- また、申込書には本人確認書面の原本(郵送受付の場合は「写し」)を添えてお申込してください。
- 申込後、ご利用区間の記載のないふるさと帰還通行カード(桃色)が発行されますが、令和5年10月末までに、令和5年11月1日以降もご利用いただけるふるさと帰還通行カード(緑色)をお届けいたします。令和5年11月1日以降はふるさと帰還通行カード(桃色)はご利用いただけなくなります。**

1. 住所・氏名・生年月日等の記入

記載例(住所等誤りが無いよう正確にご記入ください)

申込年月日	令和 0 年 00 月 00 日		
お名前	フリガナ コウソク タロウ 高速太郎	性別	1. 男 2. 女
		生年月日	1. 大正 2. 昭和 00 年 00 月 00 日 3. 平成
現住所	〒 000 - 0000 フリガナ フクシマ フクシマ 福島 都道 福島 市区	府県 郡	
	フリガナ 〇〇チョウ 〇〇 ハイツ 〇〇町 1-2-3 〇〇ハイツ456号室	※ビル・マンション名、部屋番号もご記入ください	
電話番号	(ご自宅) 024 - 000 - 0000	(連絡用)	090 - 000 - 0000
被災時住所	〒 000 - 0000 フリガナ 〇〇 グン 〇〇 マチ オオアザ 〇〇 福島県 〇〇郡 〇〇町 大字 〇〇4-5	※誤りが無いよう正確にご記入ください	

- ・お名前欄は、申込者本人(カード利用者)をご記入ください。
- ・被災時住所欄は、無料措置の対象となる下表の区域のうち、東日本大震災発生時に居住されていた住所をご記入ください。
- ・現住所欄については、現在お住まいの住所をご記入ください。

対象 東日本大震災発生時に、下表の区域に居住されていた方

浪江町/双葉町/大熊町/富岡町/葛尾村/飯館村 全域	
南相馬市のうち、右記の区域	小高区/原町区のうち旧警戒区域及び帰還困難区域

II. ご利用の目的の記入

5ページ目に掲載されている「**利用目的一覧表**」のうち、「(1) 制度趣旨に合ったご利用」の中から選択し記入してください。

「利用目的一覧表」に記載のない目的でご利用される場合、「その他」と記載の上、右欄に具体的な利用目的を記載してください。なお、記入がない場合、受付できません。

III. 同意項目のチェックと署名

- ・「新規申込書」、「移動経路に係る申込書」裏面の同意項目をお読みいただき、同意のチェックボックスへのチェック (☑) と、申込日の記入、署名をしてください。
- ・同意いただけない (チェックボックスのチェック (☑) がない) 場合、申込日の記入、署名のない場合は、カード及び証明書は発行されません。代理人申請の場合も、申込者ご本人の署名が必要です。

※「カード利用新規申込書」裏面のチェック・署名

私は、本制度が、避難者の「生活再建に向けた一時帰宅等」を支援するものであることを理解した上で、利用目的の範囲内で利用することについて同意します。

私は、ふるさと帰還通行カード利用約款及びふるさと帰還通行カードプライバシーポリシーに同意します。

私は、上記の通り同意したことを認め、「ふるさと帰還通行カード」を申し込みます。

申込日 令和 5年 4月 1日

申込者氏名 (自署) 高速 太郎

※「ふるさと帰還通行カード利用約款」及び「ふるさと帰還通行カードプライバシーポリシー」については、NEXCO東日本コーポレートサイト専用ページに掲載していますので、内容をご確認の上、同意してください。

(専用ページ : http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h29/card/)



IV. 顔写真の貼付

顔写真貼付欄に、以下の規格の顔写真を、裏面に氏名、生年月日を記入の上貼付けしてください。

- ・本人のみが撮影されたカラー写真又はモノクロ写真 (申請を行う6か月以内に撮影されたもの)
- ・縦45mm×横35mm、顔の高さ32~36mmを満たすもの
- ・正面無帽、無背景 (影を含む) のもの
- ・写真データをプリンターで印刷する場合、写真用紙を使用すること (普通紙は不可)



裏面に氏名、
生年月日を
記入の上貼付

カード更新用
顔写真貼付欄
サイズ (縦4.5cm×横3.5cm)

- ・カラー又はモノクロ可
- ・申請を行う6ヶ月以内に撮影したもの
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・顔写真の裏面に氏名、生年月日を記入の上貼付けしてください。

料金所出口では、カードに印刷された写真をもとに、ご利用されるご本人様の確認を行いますので、ご本人様が特定できないもの (顔が切れているものや、髪が長すぎて目元がみえないもの、メガネの色が濃い (又は反射している) もの、装飾品等 (マスク等) で顔の一部が隠れているもの等) の場合、申込書の受付ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

【本人確認用書面】

申込時に必要な本人確認書類は下記（１）～（３）のいずれかの方法でご提示ください。

(1) 写真付の書類を1枚以上提示する方法	個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
(2) 右の< i >及び< ii >に掲げる書類をそれぞれ1枚以上提示する方法（計2枚以上）	< i > 写真の貼付のない住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳など、国又は地方公共団体が発行したもの
	< ii > 学生証、法人が発行した顔写真付きの身分証明等 （1）に掲げる書類を除く国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの
(3) (2) の< i >に掲げる書類を2枚以上提示する方法	(2) の< i >に掲げる書類を2枚以上

【郵送受付】

遠方にお住まいの方等で自治体窓口での申請が難しい場合は、郵送による受付も実施しています。

- ①郵送の場合は、**新規申込書を1枚複写の上「お客様控え用」として手元に残し原本を送付してください。**
- ②あわせて、本人確認用書面の「写し」を同封のうえ、東日本大震災発生時に居住されていた自治体窓口あてに郵送してください。
- ③郵送で申込を行う場合の費用は、申込者ご本人様の負担となります。
- ④提出書類に不足・不備等があった場合、自治体から返送され、再提出が必要となる場合があります。

【代理人申請】

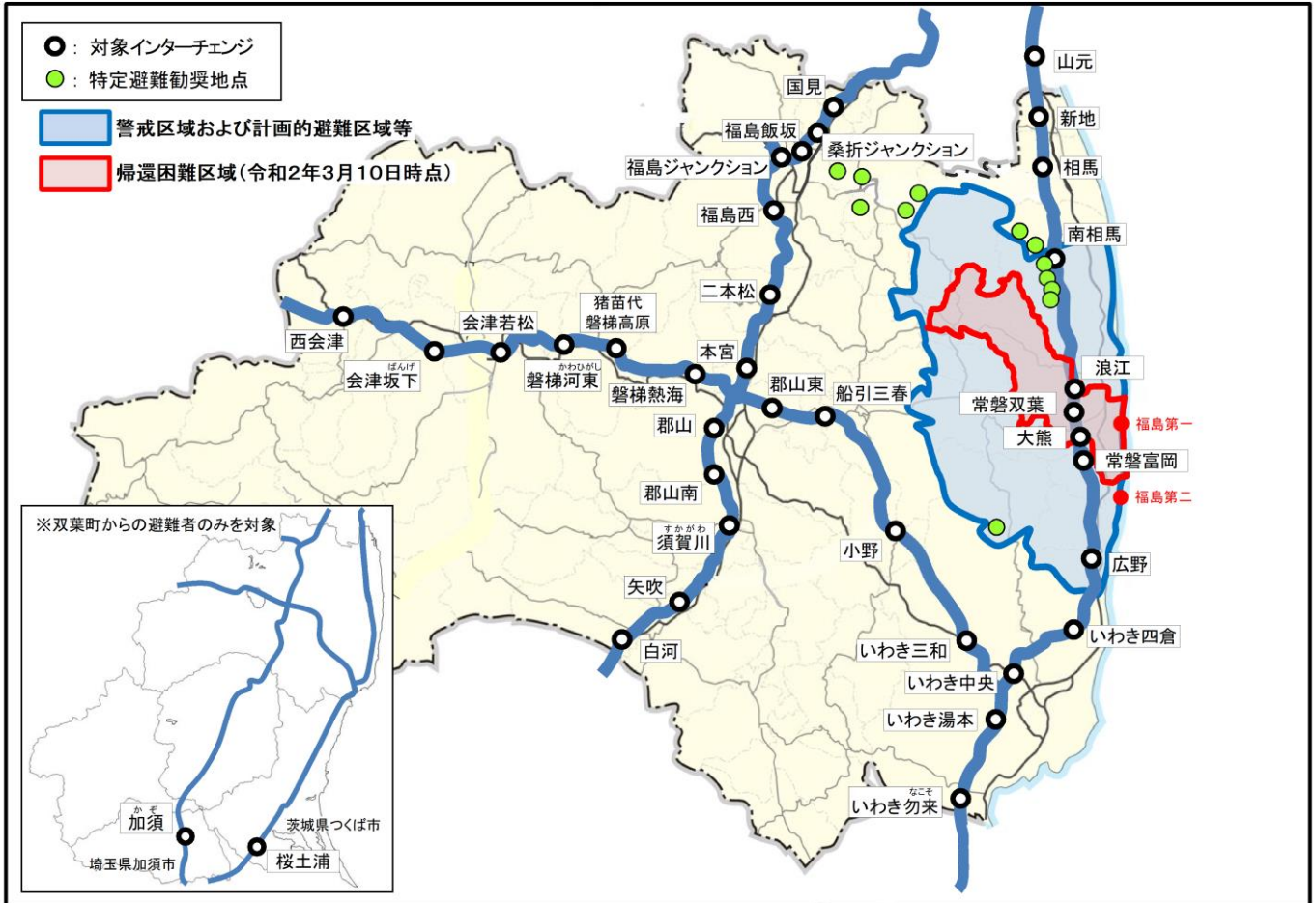
代理人申請も可能です。

- ①代理人による申請であっても、申込される方全員の本人確認用書面と代理人の方の本人確認書類が必要となります。
- ②同一世帯員以外の方が代理人申請をされる場合には、別途申込される方からの委任状が必要となります。
(ご家族でも現住所が異なる場合は同一世帯員とはなりません)
なお、委任状については特段の様式はありませんが、様式例は専用ページに掲載しています。

ご利用方法について

- ETCレーンをご利用いただけません。
※入口では「一般」「ETC/一般」「サポート」又は「ETC/サポート」と表示されたレーンで通行券をお取りください。入口をETCレーンでご利用された場合、無料措置の対象とはなりません。
※入口を「ETC/一般」又は「ETC/サポート」と表示されている混在レーンをご利用の際には、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入し通行券をお取りください。ETCカードを車載器に挿入したままレーンに進入しますと、ETC車扱いとなり無料措置の対象とはなりません。
- ETC専用のインターチェンジであるスマートICはご利用いただけません。
- 出口では、係員に通行券と「ふるさと帰還通行カード」を提示いただき原発事故による避難者である旨を係員にお申し出ください。
- 料金精算機が設置されているレーンでは、「ふるさと帰還通行カード」を挿入する前に、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。
- 無料措置の対象となる走行とは別に通行料金を取り扱う山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山～酒田みなと）、東京外環道、東京湾アクアライン、京葉道路（篠崎～幕張）、首都高速道路、常陸那珂有料道路、日立有料道路、第二みちのく有料道路、銚子連絡道路などは有料となります。

対象インターチェンジ



【受付窓口・受付方法】 東日本大震災発生時に居住していた各自治体にお問い合わせください。

【カード全般、カードの紛失・盗難等による再発行】

■NEXCO東日本お客さまセンター（24時間オペレーターが対応）

TEL0570-024-024 または 03-5308-2424

■カードに関する専用ページは以下をご覧ください。

（専用ページ：http://www.e-nexco.co.jp/road_info/important_info/h29/card/）

【利用目的】 国土交通省道路局高速道路課までお問い合わせください。TEL03-5253-8500



「ふるさと帰還通行カード」利用目的一覧表

「(1)制度趣旨に合ったご利用」の「利用目的」欄より、ご利用の目的を選択の上、「カード更新用申込書」の「ご利用の目的」欄に記入をお願いいたします。利用目的が本表にない場合、当該欄に「その他」と記入の上、その右欄に具体的な利用目的を記入してください。

(1) 制度趣旨に合ったご利用

利用目的	補足説明
被災時住居への一時帰宅	→ 被災時住居への一時帰宅(避難先からの移動)
所有地等の保全管理	→ 制度対象エリア内にある所有地等(山林・農地・牧場・宅地・倉庫等)の保全管理 (震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合) ※農作業、酪農、畜産を行う土地への移動を含む
役場手続き	→ 市役所・役場手続き等(避難先からの移動)
通院	→ 通院 ・震災により、避難先から高速道路を利用して通院せざるを得なくなった場合 ・帰還後、以前避難していた地域の医療機関への通院を継続する場合
墓参り	→ 墓参り(震災により高速道路を利用せざるを得なくなった場合)
離散家族間の往来	→ 震災により離れ離れとなった家族(親戚を含む)間の往来
自治会活動への参加	→ 自治会活動への参加 ・被災時居住地域の自治会活動への、避難先からの参加(地区会、消防団など) ・帰還後、避難先であった地域の自治会活動への参加(地区会、消防団など)
(1)の利用目的に係る送迎	→ (1)の利用目的に係る送迎

(2) 制度趣旨に合わないご利用

利用目的
買物(生活必需品、日用品、家具、衣類等の購入)
通勤
通学
友人との交友活動
帰省((1)の目的によるものを除く)
SA・PAの利用
アウトドア・レジャー
業務としての貨物の運搬(農産物・畜産物等の運搬を含む)
業務のための移動(営業等)
コンサート・観劇・スポーツ観戦
ドライブ・ツーリング
旅行・観光
塾・習い事・大会等への参加
ジム・トレーニング等を行うための移動
温泉・カラオケ・映画鑑賞
登山・山菜採り・海水浴
(2)の利用目的に係る送迎

■自治体受付窓口一覧表

※被災時に居住していた市町村以外には、申込できませんのでご注意ください。
 ※郵送する場合には、窓口種別に「郵送受付」と記載のある窓口へ送付をお願いします。

R5.3.20現在

市町村名	窓口種別	受付場所				
		庁舎名	担当部署	電話番号	郵便番号	住所
飯館村	窓口受付・郵送受付	飯館村役場	住民課 住民係	0244-42-1618	960-1892	福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1
大熊町	窓口受付・郵送受付	大熊町役場	生活支援課	0240-23-7456	979-1306	福島県双葉郡大熊町大川原字南平1717
	窓口受付	会津若松出張所	-	0242-23-4121	965-0873	福島県会津若松市追手町2-41
	窓口受付	いわき出張所	-	0246-36-5671	970-1144	福島県いわき市好間工業団地1-43
	窓口受付	中通り連絡事務所	-	024-983-0686	963-8035	福島県郡山市希望ヶ丘11-10
葛尾村	窓口受付・郵送受付	葛尾村役場	住民生活課住民生活係	0240-29-2112	979-1602	福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16
川内村	窓口受付・郵送受付	川内村役場	住民課 住民係	0240-38-2113	979-1292	福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24
川俣町	窓口受付・郵送受付	川俣町役場	原子力災害対策課	024-566-2111	960-1492	福島県伊達郡川俣町字五百田30番地
伊達市	窓口受付・郵送受付	伊達市役所	防災危機管理課 放射能対策係	024-575-1126	960-0692	福島県伊達市保原町字舟橋180番地
田村市	窓口受付・郵送受付	田村市役所	市民部市民課	0247-82-1112	963-4393	福島県田村市船引町船引字畑添76番地2
	窓口受付	都路行政局	市民係	0247-75-2111	963-4701	福島県田村市都路町古道字本町33番地4
	窓口受付	常葉行政局	市民係	0247-77-2111	963-4692	福島県田村市常葉町常葉字町裏1番地
	窓口受付	滝根行政局	市民係	0247-78-2111	963-3692	福島県田村市滝根町神俣字開場118番地
	窓口受付	大越行政局	市民係	0247-79-2111	963-4192	福島県田村市大越町上大越字水神宮62番地1
富岡町	窓口受付・郵送受付	富岡町役場	住民課	0240-22-2111	979-1192	福島県双葉郡富岡町大字本岡字玉塚622番地の1
	窓口受付	いわき支所	-	0240-22-2111	970-8024	福島県いわき市平北白土字宮前8番地
	窓口受付	郡山支所	-	0240-22-2111	963-0201	福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
浪江町	窓口受付・郵送受付	浪江町役場	ふるさと帰還通行カード担当	0240-34-2111	979-1592	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2
檜葉町	窓口受付・郵送受付	檜葉町役場	税務課	0240-23-6101	979-0696	福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6
広野町	窓口受付・郵送受付	広野町役場	環境防災課	0240-27-2114	979-0402	福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35
双葉町	窓口受付	双葉町役場	総務課	0240-33-2111	979-1495	福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
	窓口受付・郵送受付	いわき支所	-	0246-84-5200	974-8212	福島県いわき市東田町二丁目19-4
	窓口受付	郡山支所	-	024-973-8090	963-8024	福島県郡山市朝日1丁目20-2
	窓口受付	埼玉支所	-	0480-53-7780	347-0105	埼玉県加須市騎西36-1(加須市騎西総合支所内)
南相馬市	郵送受付	南相馬市役所	復興企画部被災者支援課	0244-24-5223	975-8686	福島県南相馬市原町区本町二丁目27
		※郵送方法等については、南相馬市役所(電話0244-24-5223)お問い合わせ下さい。				
	問合せ窓口	小高区役所	小高区 市民総合サービス課	0244-44-6711	979-2195	福島県南相馬市小高区本町二丁目78
	問合せ窓口	鹿島区役所	鹿島区 市民総合サービス課	0244-46-2113	979-2392	福島県南相馬市鹿島区西町一丁目1